

福島大学あぶくま学生支援基金規約（案）

第1条（名称及び事務局）

本基金は、「福島大学あぶくま学生支援基金」と称し、福島市金谷川1番地 福島大学行政政策学類内に事務局をおく。

第2条（目的）

本基金は、東日本大震災の被災地の復興と被災者の生活再建やケアなどに取り組む学生の諸活動を支援し、もって福島大学行政政策学類の発展と地域課題の解決に資することを目的とする。

第3条（事業）

本基金は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）学生の諸活動を支援するための助成
- （2）その他目的を達成するための事業

第4条（基金運営委員会）

本基金を運営するために、基金運営委員会をおく。委員は学外の者を含めて3名とし、委員長が指名する。副委員長は委員の互選とする。

委員長1名（行政政策学類長）

委員3名

監査1名 外部

第5条（基金運営委員会の職務）

基金運営委員会は、必要に応じて委員長が召集し、主宰する。委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

2. 本委員会は、次の事項を審議・決定する。

- （1）事業計画、予算
- （2）事業報告、決算
- （3）その他

第6条（監査の職務）

基金及び職務執行状況を監査する。

第7条（プロジェクト審査委員会）

本基金に基づく学生のプロジェクトを審査するために、プロジェクト審査委員会をおく。委員会の構成は別途定める。

2. 本委員会は、次の事項を審議・決定する。

- (1) 応募されたプロジェクトの採択
- (2) プロジェクト報告書の取りまとめ
- (3) 採択したプロジェクトの決算書の承認、帳簿等の確認
- (4) その他

第8条（基金）

本基金は、阿武隈会からの拠出金及び一般からの寄附金で構成し、行政政策学類長がこれを管理する。

第9条（会計年度）

本基金の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第10条（規約改正）

規約改正の必要が生じたときは、基金運営委員会で行うことができる。

付則

この規約は平成24年4月1日より施行する。